

# 令和3年度第1回宇佐支援学校進路説明会資料（宇佐市）

令和3年8月31日(火)

## 障害福祉サービスとは？

障害福祉サービスとは、障がいのある方が、地域社会で自立し、安心した生活を営めるように様々な支援を提供するものです。

障害福祉サービスは、『自立支援給付』と『地域生活支援事業』から構成されており、自立支援給付の中に福祉的就労や生活介護等があります。

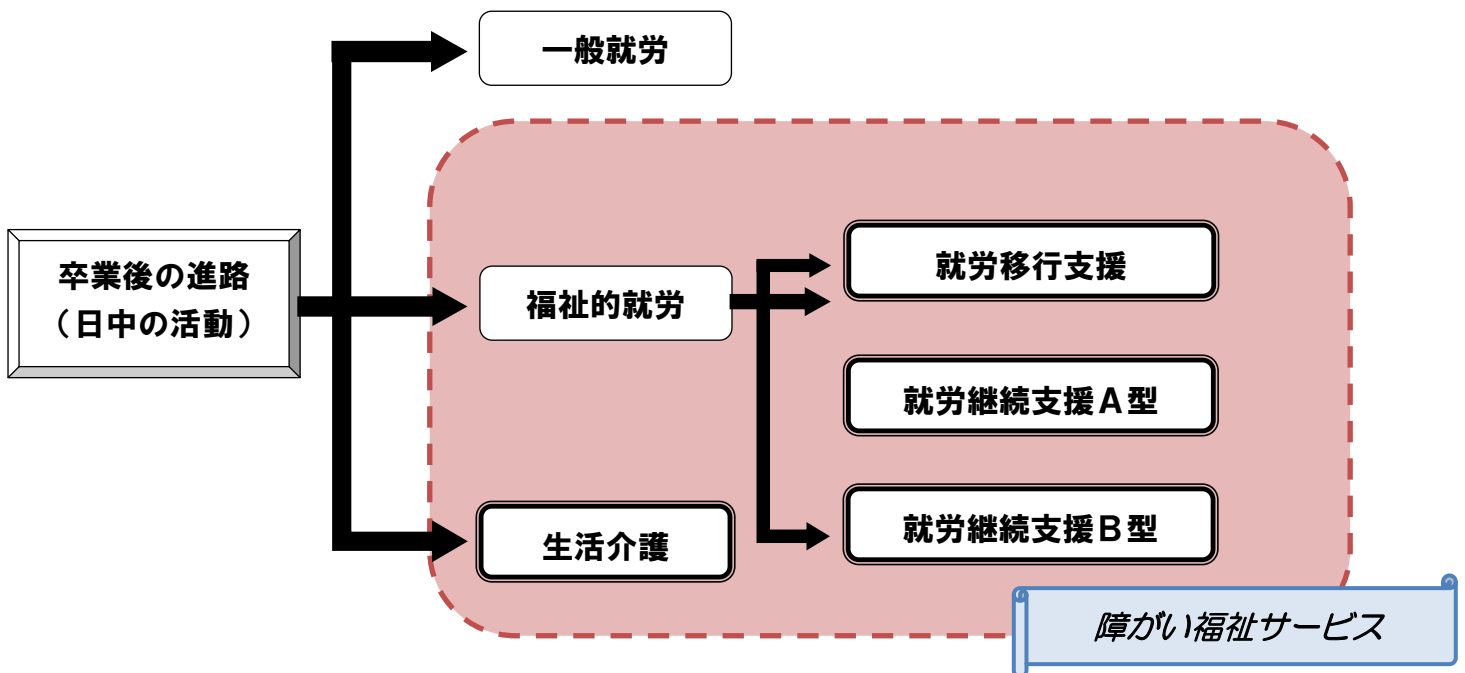
### 福祉的就労

**就労移行支援** … 一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、身体機能、又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

**就労継続支援** … 一般企業等で就労が困難な人に、働く場を提供するとともに知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。（A型、B型）

### 生活介護

常に介護が必要な人に、施設で入浴や排せつ、食事の介助や創作的活動などの機会を提供します。



## 障がい福祉サービスを利用するためには

# 「サービス等利用計画」と「障がい福祉サービス受給者証」

が必要です。

### 「サービス等利用計画」とは

本人および家族の状況やニーズに合わせ、最も適切な福祉サービスの組み合わせ等について検討した総合的な支援計画のことです。

#### Q. 誰が作るの？

⇒市が指定した相談支援事業所が作成します。作成には1ヶ月程度かかります。

#### Q. 作成してもらうにはどうすればいいの？

⇒市役所での申請と相談支援事業所への依頼が必要です。

- (1) 本人と保護者が市役所に福祉サービス利用申請（必要な物：印鑑、障がい者手帳、個人番号カードまたは通知カード等）をします。
- (2) 申請時に「サービス等利用計画案提出依頼書」をお渡しします。
- (3) 本人と保護者が希望する相談支援事業所に「サービス等利用計画案提出依頼書」を持参し、計画依頼を行います。  
※相談支援事業所には必ず事前に電話連絡をお願いします。
- (4) 相談支援事業所が自宅等にて本人と保護者への生活歴やニーズの聞き取りを行います。
- (5) 相談支援事業所がサービス等利用計画案の作成を行います。

#### Q. 相談支援事業所ってどんなところ？

⇒障がいのある方やその家族から日常生活の不安や悩みなどについて相談に応じ、福祉サービスの情報の提供や助言などを行う、身近な相談機関です。

また、福祉サービスを利用する場合には、「サービス等利用計画」の作成や、関係機関との連絡・調整等を行います。

宇佐市には、9箇所の相談支援事業所があります。

(他市の相談支援事業所を利用することも可能です。)

	相談支援事業所名	住所	電話番号
1	宇佐両院相談支援センター (休止中)	宇佐市大字御沓 556 番地の 4	☎42-5631
2	こもればい舎	宇佐市大字下敷田 449 番地	☎32-0100
3	SAKURA (休止中)	宇佐市大字法鏡寺 996 番地の 15	☎37-3232
4	空	宇佐市大字南宇佐 2158 番地の 4	☎37-0040
5	サポートネットすまいる	宇佐市大字四日市 2482 番地の 1	☎32-1154
6	台ノ原	宇佐市大字四日市 3555 番地の 7	☎32-0150
7	ぬくもり暖	宇佐市大字四日市 88 番地の 4	☎25-6120
8	リワーク	宇佐市大字城井 1934 番地の 1	☎24-4003
9	ルポーズ	宇佐市大字中原 430—1・429 番地	☎34-9800
10	エール	宇佐市大字上元重 687 番地の 1	☎27-8311

## 「障がい福祉サービス受給者証」とは

「サービス等利用計画」をもとに、市は『どのサービス』を『いつから』  
『どのくらい』使うか、またそのサービスが必要かどうか判断し、交付します。

### Q. 誰が受けられるの？

⇒①障がい者手帳所持者（身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳）

②障がい年金受給者

③その他（医師の診断書や特定疾患医療受給者証等）

のいずれかに該当する方

※すでに福祉サービスを受けていて「サービス等利用計画」と「受給者証」がある方も、  
使いたいサービスが変わる時には、必ず**市役所での変更申請**と**相談支援事業所への依頼**  
**（サービス等利用計画の変更）**が必要となります。

# 高等部卒業後の「就労継続支援B型」の利用について

支援学校高等部卒業後の進路として、就労継続支援B型の利用を希望する場合、就労移行支援事業所で就労継続支援B型利用のための職業能力等の評価(就労アセスメント)を受ける必要があります。

※就労アセスメントとは…就労移行支援事業所の利用期間中に、本人の作業能力、就労意欲、集中力等の就労面の情報を把握し、その結果をもとに、卒業後の適切なサービスを提案します。

『卒業後の進路として就労継続支援B型利用希望の場合、選択肢としては以下が考えられます』

- 選択肢1** 卒業後にまず「就労移行支援事業所」を利用する  
※卒業後にまず「就労移行支援事業所」を利用し、一般就労を目指して就労移行支援を継続するか、他のサービスに移行するかどうか「就労アセスメント」を行います。その結果をもって、就労継続支援B型にサービス変更をします。
- 選択肢2** 在学中に「就労移行支援事業所」を利用する  
※学校在学中に「就労移行支援事業所」で「就労アセスメント」を受けた結果、就労継続支援B型の利用が最適であることの評価が出た場合には、卒業後に就労継続支援B型利用のための支給決定をします。

